

令和6年度第3号議案

令和6年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名：「江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正について」

主管課：総務部総務課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書……………p. 1
- (2) 諮問依頼書……………p. 2～p. 3

24 総総送第 282 号
令和 6 年 9 月 5 日

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会長 村島章惠 殿

江戸川区長 斎藤猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求める。

記

1 諒問事項

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）の改正について

2 諒問理由

審査請求に係る諮問手続において、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に提出された資料等の閲覧等に係る手数料を無料とし、写しの交付に要する費用を審査請求人又は参加人の負担とする規定を追加するため審査会条例の一部改正を行うことが審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要な事項に該当するため

3 諒問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

総務部総務課



24 総総送第 290 号
令和 6 年 9 月 2 日

総務部長殿

総務部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 濟問事項

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）の改正について

2 濟問理由

審査請求に係る濟問手続において、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された資料等の閲覧等に係る手数料を無料とし、写しの交付に要する費用を審査請求人又は参加人の負担とする規定を追加するため審査会条例の一部改正を行うことが審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 4 項の規定により、審査関係人（審査請求人、参加人又は実施機関）は、審査会に提出された資料等の閲覧又は写しの交付を求めることができ、また、審査請求人又は参加人は、条例で定める写しの交付に係る手数料の額を納めなければならないとされている。

現在の審査会条例において、資料等の写しの交付を求めることができること及び閲覧又は写しの交付に係る手数料の額については、明確な規定がないことから、江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例（平成 28 年 3 月江戸川区条例第 2 号）と運用を合わせるため、資料等の閲覧又は写しの交付に係る手数料を無料とし、写しの交付に要する費用を審査請求人又は参加人の負担とする規定を審査会条例に追加する一部改正を行うこととする。

4 審査会条例の改正内容

別添のとおり

5 実施時期（予定）

令和6年9月 審査会への諮問

11月 令和6年第4回江戸川区議会定例会に議案の提出

12月 江戸川区議会において議決後、審査会条例の公布及び施行

6 担当部課

総務部総務課

令和6年度第4号議案

令和6年度第3回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名：「「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：総務部課税課及び納税課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書……………p. 1
- (2) 諮問依頼書……………p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会長 村島章惠 殿

江戸川区長 斎藤猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求める。

記

1 諒問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諒問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書（以下「地方税評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諒問関係資料

別紙諒問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

総務部課税課



24 総課送第 597 号
令和 6 年 8 月 30 日

総務部長殿

総務部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諒問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諒問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書（以下「地方税評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、課税課・納税課で取り扱う税務システムをガバメントクラウドへ移行する。

このことが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる、地方税評価書の特定個人情報ファイルの概要等の内容及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の内容の変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更箇所

【別添1】「地方税に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

（1）公募の期間

令和6年7月15日から8月15日まで

（2）意見の件数

1件

（3）主な意見

肯定的なご意見であった。

（4）規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期

令和6年7月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和6年9月 審査会への諮問

地方税評価書を個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課

総務部課税課及び納税課

8 参考資料

【別添2】地方税に関する事務 全項目評価書

令和 6 年度第 5 号議案

令和 6 年度第 3 回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名：「「健康増進事業の実施に関する事務」
に係る特定個人情報保護評価（全項目評
価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：健康部健康推進課及び保健予防課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 3 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会長 村島章惠 殿

江戸川区長 斎藤猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求める。

記

1 諒問事項

「健康増進事業の実施に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諒問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の健康増進事業の実施に関する事務の全項目評価書については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、令和 3 年 9 月に第三者点検を受け、既に健康増進事業の実施に関する事務を実施しているところであるが、評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、江戸川区の健康増進事業の実施に関する事務の全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諒問関係資料

別紙諒問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康推進課及び保健予防課



24 健健送第 351 号
令和 6 年 8 月 27 日

総務部長殿

健康部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諒問事項

「健康増進事業の実施に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諒問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の健康増進事業の実施に関する事務の全項目評価書については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、令和 3 年 9 月に第三者点検を受け、既に健康増進事業の実施に関する事務を実施しているところであるが、評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、江戸川区の健康増進事業の実施に関する事務の全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情

報保護委員会告示第4号)の別表で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき、健康管理システム標準化仕様書に基づく区健康管理標準システムをガバメントクラウド上に移行するに当たり、特定個人情報ファイルの保管・消去に関するリスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置の記載を追記することが規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更項目

【別添1】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募(パブリックコメント)の状況について

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和6年7月15日から8月13日まで

(2) 意見の件数

1件

(3) 主な意見

肯定的な意見であった。

(4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期(予定)

令和6年7月 区民意見公募(パブリックコメント)実施

9月 審査会への諮問

個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

健康部健康推進課及び保健予防課

8 参考資料

【別添1】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」の概要

【別添2】「健康増進事業の実施に関する事務 全項目評価書」